

**令和 7 年度ふくしまイエローグリーンキャンペーン事業業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

1 事業の目的

たばこの煙は、喫煙者本人だけではなく、受動喫煙のような短期間かつ少量の取り込みによっても様々な健康被害が生じ、がんや循環器疾患などの生活習慣病のリスク因子であることから、喫煙は全国に誇れる健康長寿県を目指す本県にとって喫緊の課題となっている。

そのため、受動喫煙をしたくない・させたくない気持ちを表す「イエローグリーンリボン」を周知し、併せて、川柳コンテストや県民が楽しみながら参加できるイベントを通じて、たばこの健康影響について普及啓発を図ることで、県内の受動喫煙対策を推進する。

2 委託事業の概要

(1) 業務名

令和 7 年度ふくしまイエローグリーンキャンペーン事業業務

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 契約候補者選定方法

企画提案書等の資料提出及びプレゼンテーションによる公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）

契約候補者の選定は「令和 7 年度ふくしまイエローグリーンキャンペーン事業業務委託公募型プロポーザル方式審査要領」に基づき実施する。

(5) 委託料の見積限度額

1, 881, 000 円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格等

企画提案書等を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受

けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。

- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 募集要領等の入手方法

本募集要領及び各種様式等の電子データは、福島県保健福祉部健康づくり推進課(以下「健康づくり推進課」という。)のホームページからダウンロードして入手してください。
なお、健康づくり推進課の窓口または郵送等での配布は行いません。

5 質問書の提出

- (1) 提出書類

質問書(第1号様式)

- (2) 提出期限

令和7年5月9日(金)17時まで(必着)

- (3) 提出方法

電子メールにより提出してください。

なお、件名は「令和7年度ふくしまイエローグリーンキャンペーン事業業務委託に関する質問」とし、その旨を電話にてお知らせください。

※電話による質問の受付は行いません。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、健康づくり推進課のホームページに令和7年5月13日（火）17時までに掲載します。（個別の回答は行いません。）

6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）を以下により提出してください。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和7年5月20日（火）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送、持参、電子メールにより提出してください。

なお、郵送及び電子メールにより提出する場合は、その旨を電話にてお知らせください。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び工程表（様式任意。ただし、日本工業規格A4判とする。）

次の「提案1」から「提案3」までを記載した企画提案書

【提案1】考え方

県民にたばこの健康影響へ意識を向けさせ、喫煙者からたばこに関心の無い方まで幅広くたばこの害について関心を持ってもらう方策について提案すること。

【提案2】事業の取組内容

上記2の仕様に基つき提案すること。

その他、事業の目的を達成するための独自提案をすること。

【提案3】事業効果の設定と検証

事業の結果とその効果を検証する方法を提案すること。

イ 参考見積書又は事務経費積算書（様式任意。ただし、日本工業規格A4判とする。）

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ 団体等概要（第3号様式）

オ 業務実施体制書（第4号様式）

カ 担当者経歴書（第5号様式）

キ 上記エ及びカで実績又は経歴として記載した業務の内容が確認できる書類等（契約書の写し等）

ク 定款又は寄附行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

ケ 法人登記簿の写し（申請受付日の3か月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

(2) 提出期限

令和7年5月26日（月）正午まで（必着）

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日の8時30分から17時までとします。

※郵送による提出の場合、到着確認が可能な手段をとることとし、提出期限内必着とします。

(4) 提出部数

ア～キ 6部（正本1部、副本5部）

ク、ケ 1部（正本1部）

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格事由

本募集要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

オ 提出された参考見積書又は事務経費積算書に記載された見積額が、上記2（5）「委託料の見積限度額」を超過しているもの。

(2) 複数提案の禁止

本プロポーザルの参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

本プロポーザルに要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

(5) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 指定する日時、場所において提示がなかった場合及びこの要領に定める事項に反する提示があった場合には、その企画提案は無効（企画提案に参加することができない）とします。

オ 採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。

カ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

9 本プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

参加者から提出された企画提案書について、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下、委員会）」が審査し、これを総合的に評価して業務委託候補者（単独随意契約の候補者）を選出します。

(2) 審査基準及び配点

審査項目及び配点		評価の視点
業務理解		
(10点)	現状・業務理解	たばこに関する知識や対策の現状についての的確に把握しており、事業実施の趣旨についても把握しているか。また、把握内容が企画に反映されているか。
業務遂行		
(20点)	業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。
	スケジュール	委託業務完了までの無理のない業務実施工程となっているか。
	業務実績	本業務と類似の業務の受注実績があるか、又は情報発信等に関して特筆すべき業務成果があるか。
企画提案		
内容 (70点)	企画性①	ターゲットの特性に応じた企画提案となっているか。
	企画性②	提案内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。

	企画性③	より多くの県民への周知及び参加を促すための工夫がなされているか。
	事業効果の設定と検証	提案内容の効果の設定と検証方法の提案がなされているか。
	付加的な提案	独創的かつ活用可能な企画が盛り込まれているか。
	事業費の妥当性	事業費（見積書）の積算は適切か。

（３）結果の通知・公表

ア 審査結果

審査会の結果は、企画提案の採用、不採用に関わらず、書面により後日通知します。

また、選定結果通知日翌日以降に、業務委託候補者の名称を福島県ホームページに公表します。

イ 審査結果の開示請求

選定されなかった者は、選定されなかった理由の開示を審査結果通知日の翌日から起算して２週間以内に任意様式の開示請求書をもって求めることができます。

また、その開示は書面で行い、請求書が到達した日から起算して１０日以内に通知します。

なお、開示内容は、「請求者及び選定された業務委託候補者の企業名又は団体名とそれぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とします。

10 契約の締結等

（１）委託契約の手続き

福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号）に定める随意契約により、業務委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとします。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならないものとします。

ただし、同規則第２２９条の各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

（２）仕様書の協議

委託契約に係る仕様書は、業務委託候補者が提案した内容を基本としますが、県と業務委託候補者との協議により内容を一部変更する場合があります。

（３）契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は、委託契約の上限を超えないものとします。

(4) その他

業務委託候補者と福島県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

1 1 主なスケジュール

項目	日程
企画提案募集公告・応募受付開始	令和7年5月 1日(木)
質問書の提出期限	令和7年5月 9日(金) 17時まで
質問に対する回答の公表	令和7年5月13日(火) 17時まで
参加表明書の提出期限	令和7年5月20日(火) 17時まで
企画提案書の提出期限	令和7年5月26日(月) 正午まで
プレゼンテーション審査の実施	令和7年6月 2日(月)
審査結果の通知	令和7年6月 2日(月)以降
契約締結	令和7年6月 5日(木)(予定)

1 2 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎7階)

福島県保健福祉部健康づくり推進課(担当:穂住)

電話 024-521-7640 FAX 024-521-2191

メール gan-taisaku@pref.fukushima.lg.jp